

第 5 期熊本市障がい福祉計画及び
第 1 期熊本市障がい児福祉計画の策定について（報告）

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

熊本市障がい者自立支援協議会

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課

第5期熊本市障がい福祉計画・第1期熊本市障がい児福祉計画（素案） パブリックコメントの実施について（報告）

1 目的

第5期熊本市障がい福祉計画・第1期熊本市障がい児福祉計画（素案）について、広く市民の意見を聴取し、計画策定に反映させるため、「熊本市パブリックコメント（意見公募）制度実施要綱」に基づき実施した。

2 意見募集期間

平成29年12月20日（水） ～ 平成30年1月19日（金）

3 意見募集の方法

熊本市ホームページ掲載、障がい保健福祉課窓口、情報公開窓口、区役所（中央区を除く。）、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、くまもと森都心プラザ市民サービスコーナー、総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）及び各地域コミュニティセンターでの資料縦覧

4 意見件数（提出者数）	意見を提出された方の人数	11名
	意見の件数（まとめりごと）	23件

5 提出された意見と、それに対する本市の考え方（別紙記載のとおり）

【対応1（補足修正）】

意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 10件

【対応2（既記載）】

既に意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 0件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、理解いただくもの 9件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事柄として今後の参考とするもの 1件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 3件

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	計画全体	障害福祉サービス量に対応できる人員確保・提供体制はどのようになっているのか。ニーズは理解できるが、不安が生じる。一言触れるべきではないでしょうか。特に相談支援事業・一般相談支援事業・ヘルパー不足は問題である。	ご意見を踏まえて、「訪問系サービス見込量等確保のための方策」において、人材の確保についての国への働きかけや雇用関係部局との連携した支援等について、追加しました。	【対応1】 (補足修正)
2	P14 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数	誤解が生じやすいので下記文言の追記を希望する。また、このうち障害者手帳所持者数も併記する。 「厚生労働省が定める疾患(2017年4月1日現在) ・難病法に基づく指定難病 330疾病 ・障害者総合支援法対象疾病 358疾病」	ご意見を踏まえて、「特定医療費(指定難病)受給者証所持者数」について、説明を追加しました。 なお、特定医療費(指定難病)に関する事務は現在、県所管の個人情報であり、障害者手帳を併せて所持する者の数は把握できません。 平成30年4月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」における大都市特例の施行に伴い、本市に事務が移譲されることとなっています。	【対応1】 (補足修正)
3	P15 障害福祉 サービス支 給決定者数	※欄に下記文言の追記を希望する。 「※難病のうち障害者手帳所持者以外を記載」	ご意見を踏まえて、「障害福祉サービス支給決定者数」について、難病に関する記載を追加しました。	【対応1】 (補足修正)
4	P19 入所施設から 地域生活 に移行する 者の数	「国は9%以上が地域移行」、「熊本市は6%以上が地域移行」となっています。グループホームなども重度化・高齢化に向けた動きや、地域福祉を推進するため国同様の基準に合わせてほしいと思います。	地域移行の推進は、ご意見のとおり重要であると考えておりますが、実績としては、平成28年度末時点で約3%にとどまっている状況です。自立生活援助(新サービス)や重度障害者対応のGHの類型が創設されること、また、施設整備助成等を活用したGHの新設等による新たな受け皿を確保すること等により「6%以上」を目標としています。	【対応3】 (説明・理解)
5	P19 施設入所者 の減少数	「国は2%以上の削減」、「熊本市は現状維持」となっています。グループホームなども重度化・高齢化に向けた動きがあることから、国同様の減少目標値2%以上に合わせてほしいと思います。	地域移行の推進は、ご意見のとおり重要であると考えております。自立生活援助(新サービス)や重度障害者対応のGHの類型が創設されること、また、施設整備助成等を活用したGHの新設等による新たな受け皿を確保すること等は進めたいと考えていますが、入所施設への待機者がいることを踏まえ、現状維持としています。	【対応3】 (説明・理解)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
6	P20 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 P21 地域生活支援拠点等の整備	精神障がい者の退院後の生活に関して、医療・福祉・行政の専門家だけではなく、生活に直接関係のある、地域の住居、職場の現場からも関係者として、話し合いの場に参加していただける機会が増えればと思います。	保健・医療・福祉関係者による協議の場においては、居住支援協議会との連携や、協議内容に応じ委員以外の参加も柔軟に対応できるようにするなど、精神障がい者の生活に寄り添ったものにしていきます。	【対応4】 (事業参考)
7	P21 地域生活支援拠点等の整備	「市が業務委託する相談支援事業所を地域生活支援拠点の中核として位置づけ」とあるが、地域生活の拠点の中核を担うのであれば、委託に丸投げするのではなく、市が中心になって取り組むべきではないか。委託するのであれば、市がしっかりとサポートすべきではないか。委託したらそれで終わりでは無責任すぎる。 現状であっても委託の相談支援事業所に対する負担が大きすぎるように感じる。東・中央区は二事業所あってもキャパシティを超えている。それぞれもう一か所増やしても良いくらいだろう。西区に至っては一か所しかない。ましてや西区唯一の委託事業所も相談自体から手を引くということも鑑みても、歴史のある法人ですら請け負いきれないとの判断からの撤退であろう。他法人にしても敬遠しているであろうことは容易に想像がつく。 相談支援事業所の現状ですら、どこも相談員一人当たりの負担は大きいものである。相談員も雇用されているため、上がやると言えばやらざるを得ない。社会福祉法人も措置の時代までは予算も潤沢に使えただろうが、今となってはそうではない。人員的に余裕もなく、必然的に一人当たりの受け持ちケースが増える。困難ケースも多い中、件数も増えれば相談員の負担は大きなものになってしまう。	本市では、各区に障がい福祉ネットワーク会議を設置し、区役所福祉課と熊本市障がい者相談支援センター(委託相談支援事業所)、関係機関が参加し、区内の相談支援の充実に向けた円滑な連絡協力体制の確立を図っています。また、同センターに配置する相談支援機能強化員の連絡会議を毎月開催し、情報共有や事例検討等を行うなど、市と連携して相談支援業務を進めています。 地域生活支援拠点は、熊本市障がい者相談支援センターや障害福祉サービス事業所、地域の関係機関、行政等の有機的な連携による運営を予定しており、今後も熊本市障がい者自立支援協議会等を通じて必要な機能の検討を行っていきます。	【対応3】 (説明・理解)
8	P22 福祉施設から一般就労への移行等	精神障がい者の一般就労に関して、就労者数や定着率以外にも、就労の場における障がい当事者の就労の質を評価する指標があればと思います。	今後の取組みに対するご意見として、参考にさせていただきます。	【対応5】 (その他)
9	P22 福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援については、平成28年度末における利用者の2割以上増加を目指すという国指針があり、素案では平成28年度末利用者数137人にその2割(28人)を加えた165人を目標値としています。しかしながら、これまで毎年利用者の増加が継続している全国値に対して、熊本市においては平成28年度は前年比78%、前々年比72%と利用者が大幅に減少した都市であり、平成28年度は人口あたりの利用者数も全国の3/4弱まで落ちています。その状況の中で全国同様に平成28年度末の2割しか計上しないのは、就労移行支援を利用して一般就労に移行する人数の増加を図るといふ国の趣旨に今一つ沿わないように見えます。人口あたりの就労移行支援利用者数を国と同レベルに合わせると188人となり、その2割増は225人となります。そこまでの数字は掲げないまでも137人×1.2倍に留めるのは市としての目標値としては低すぎるように思われます。	ご意見を踏まえて、「就労移行支援事業の利用者数」について、目標値を「179人(3割以上(42人)増加)」に修正しました。	【対応1】 (補足修正)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
10	P29-32 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援	施設や病院から地域に戻り、生活するうえではじめから、一般就労・就労継続支援A型を選択することはとても難しいように感じます。地域復帰への窓口として鍵を握るのは継続支援B型ではないでしょうか。一般やA型利用までにまだ準備が整わない。また、年齢や障がいの状況により、そこまでの目標を持たない人たちが、地域で工賃と年金などを合わせて生活できるとい層を増やすことで、結果一般就労につながる人も増えるのではないかと思います。 安定したB型利用をできる人たちが増えるような支援がさらに拡充されることを望みます。	ご意見を踏まえて、「就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)」について、A型の見込量を下方修正し、B型の見込量を上方修正しました。	【対応1】 (補足修正)
11	P30 就労継続支援(A型)	就労継続支援A型事業所数が人口比で全国一多い熊本県にあって、熊本市においてもA型利用者が大変に多い状況が見られます。全国平均においてはB型の利用者数はA型の3倍以上ですが、熊本市は両者が拮抗した状態にあり、これは全国的に見ても殆ど例のないものです。その中にあって、見込み量として、平成30年度以降は年に108人ずつ増えていくという、近年の増加数(29年度74人、28年度66人)を更に相当上回る見通しを立てています。しかしながら昨年の基準見直し、近年の最低賃金の大幅アップ、また、平成30年度からの報酬改定の方向性などを踏まえると今後3年間に於いてA型事業所数及び利用者数がこれまでのように増えていくとは思いつらい面があります。 また、A型がいわゆる総量規制の対象サービスになり見込量は単なる予測ではなく「自治体としての必要サービス量」と捉えられること、その状況下において全国的にA型事業所の7～8割が指定基準を満たさず経営改善の必要があることなどを考え併せても、この見込数は適切とは言えないように思えます。	ご意見を踏まえて、「就労継続支援A型」について、見込量を下方修正しました。	【対応1】 (補足修正)
12	P31 就労継続支援(B型)	現在検討が進められている平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定において、就労継続B型の基本報酬を「事業所の平均工賃やその他活動実績に着目した」設定に変更することが示されていますが、精神障害者が主たる利用者となっているB型事業所の多くは、「生活支援の場」としての機能が強いものとなっています。また、就労意欲を醸成するための生活支援は就労支援には不可欠のものと考えます。 第5期計画の見込み量における推計方法は平均利用日数が算出根拠となっていますが、国が示した平成30年度以降にも、安心して働ける場所、日中通う場、退院後の行き場など、障害特性に配慮した精神障害者の生活支援に着目した評価も含めた上で、サービスの質と量の確保をしていただきたいです。	ご意見を踏まえて、「就労継続支援B型」について、見込量を上方修正しました。	【対応1】 (補足修正)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
13	P32 就労定着支援	軽度の知的障がい者(特に特別支援学校卒業予定者のうち企業就職者)の利用増が見込まれる。法の見直しにより、グループホームの利用が制限されると聞いているが。	現時点で示されている就労定着支援の対象者としては、「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者」となっております。 また、グループホームの利用制限については、国の動向を注視していきます。	【対応5】 (その他)
14	P40 相談支援見込量等確保等のための方策	「事業者の拡充については実地指導や事業所指定などの場を捉え、相談支援事業への参入を勧奨するなどし、指定事業所及び相談支援専門員の確保に努める」とありますが、勧奨ではなく必須義務とすべきです。国がセルフプランを推奨していない以上、サービス利用にあたり、相談支援は最初の入り口になるので努力義務ではいけないと思います。 利用できる事業所数と相談支援事業所の数・対応数が大きく乖離し、相談支援専門員の疲弊・離職が続くだけだと思います。報酬改定では件数制限も加わる予定と伺っていますので、基幹型相談支援センターの各区設置をご尽力と思いますが、まずはそこから相談を受ける側である相談支援事業所の処遇について熊本市としての予算確保をお願いし、事業経営も維持できるような報酬単価の見直しをぜひよろしくお願い申し上げます。 また相談支援専門員の資格ですが、相談支援経験年数と研修のみではなく、経験年数短縮やソーシャルワーク技術を身につけた国家資格有資格者に限定するなど業務独占資格とすべきだと思います。(障害を差別化したり、他事業所との関係性で、不適切な業務や態度を公然とされる現業員がおられますので、苦情の多い相談支援専門員に対しての指導・資格停止・取り消しをお願いしたいです。)熊本県にも要件緩和や見直しを是非お願い申し上げます。	ご意見を踏まえて、「相談支援見込み量等確保のための方策」について、「すべての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働きかけるとともに、市が委託する障がい者相談支援センターによる後方支援強化」等について、追加しました。 また、業務独占資格については、国の動向を注視していきます。	【対応1】 (補足修正)
15	P45 障害児通所支援見込量確保のための方策	放課後等デイサービス事業所における療育の質の確保・向上を図るために、さらなる指導監査等をお願いしたい。	平成29年度においては、特に重点的に障害児通所支援事業所の実地指導を行ったところですが、平成30年度以降も引き続き実地指導を行っていくとともに、さらに質の確保・向上に向けた対策を図っていきたいと考えています。	【対応3】 (説明・理解)
16	P46-48 障害児入所支援の見込量	平成30年度の見込量が前年度よりも著しく増加するのはなぜですか。	「国の基本指針」に基づき、熊本市にある全ての施設の最大定員を見込みとしています。なお、定員数には熊本市外で支給決定を受け入所する者の人数も含んでいます。	【対応3】 (説明・理解)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
17	P49-51 発達障がい者等に対する支援	<p>「発達障がい者等に対する支援」は、基本指針見直しに挙げられた「発達障がい者支援の一層の充実」を踏まえて、今回の計画に新たに加えられたものと理解しています。</p> <p>同指針にある「可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む」のに、「個人への相談支援件数を除く」のは何故でしょうか？その理由をお聞かせください。</p> <p>(1) 地域協議会の開催も(3) 関係機関への助言も(4) 外部機関や地域住民への研修会も、どれも必要で大切な取り組みと認識しています。ただ、上記の「重要性を盛り込む」ためには、肝心かなめの「支援を求めている個人の実態把握とその見込み」がなければ、計画の意味をなさないと考えます。</p> <p>「専門的な対応が必要な相談件数」が不要と申し上げているのではありません。この見込量も大事な数値のひとつでしょう。申し上げたいのは「専門的な件数」だけを見込んで「個人への件数」を見込まないのでは、本当に困っている障がい当事者に真に向き合った計画とはならないのではないかと、ということです。</p> <p>51ページの最後にある「方策」は具体性に欠けると言わざるを得ません。「個人への相談支援件数」についてもしっかりと算出することで、支援力を「どう」強化して、人材を「どう」育成するかの方策が見えてくるはずで、ぜひ、「個人への相談支援件数」も盛り込んでください。</p> <p>国の指針に沿うだけでなく、熊本市自身が主体的にどう計画を策定していこうと考えているのか、市としての見解をお聞かせください。</p>	<p>「発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数」については、相談支援が真に必要と判断される数をどう考えるかについて県と協議を重ね、最終的に個人への相談支援件数を記載することとし、「見込量における推計方法」も合わせて修正しました。</p> <p>また、ご意見を踏まえて、「発達障がい者に対する支援見込量等確保のための方策」について、修正しました。</p> <p>今後は、発達障がい者支援地域協議会を新たに設置し、本市の発達障がい児者への支援の充実に取り組む予定としています。</p>	【対応1】 (補足修正)
18	P49-51 発達障がい者等に対する支援	<p>今回新たに「発達障がい者等に対する支援」の項目が加わった背景には、厚労大臣の定める基本指針の見直しに「発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む」ことが示されたためだと理解しています。9項(1)～(4)はいずれも必要で大切な取組と認識していますが、上記指針の核心である「可能な限り身近」「適切な配慮」の「重要性を盛り込む」ためには「支援を求めている個人の実態把握とその見込」こそが計画に挙げられるべきと考えます。「専門的な対応が必要な相談件数」が不要ということではなく、「個人への相談支援件数」もしっかりと算出することこそが、本当に困っている障がい当事者に真に向き合った計画となり、基本指針の趣旨を適正に反映させた計画になるものと確信します。なにとぞ項目の追加をお願いします。</p>	前の項目(17)と同じ。	【対応1】 (補足修正)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
19	P55 移動支援事業	移動支援について見込み量は32年度においても44人となっています。この人数ですが、熊本市(74万人)と同程度の人口の県と比較してみると、78万人の福井県が305人(28年3月分、以下同)、75万人の徳島県が627人、69万人の島根県が764人といずれも桁違いであり、全国での利用者数を基に計算しても、熊本市の人口であれば600人余りが利用していることが全国水準となります。今の10倍以上の人数です。この極端な少なさは申請件数の少なさに由来するのかもしれませんが、仮に却下した事例が一定程度あるとすれば利用要件が厳しすぎると言えるかもしれません。移動範囲が広がるということは、自立した暮らしや生活の広がりを作る上では欠かすことができないものです。また、家族に全面的に頼らない仕組みづくりは障害当事者の自立を考えるときに重要なポイントともなります。今後3年間の見込量についてこの程度の人数が適切なかどうか、再検討が必要ではないかと思われま	移動支援の平成32年度における見込み量44人は、直近の実利用者実績等に基づき算出しました。対象者要件等については、今後、他都市の状況や本市における地域の実情及び予算等の状況も踏まえ、随時検討していきます。	【対応3】 (説明・理解)
20	P56 発達障がい者支援センター運営事業	「発達障がい者支援センター運営事業」の「3人/日」とは、1日当たりの相談件数と理解してよろしいのでしょうか？ そうだとすれば、今後3年間もこれまでの実績と同数と見込むのは過少だと言わざるを得ません。13Pの同センターへの相談支援件数の伸びや、8Pの療育手帳所持者数推移の中・軽度(B1、B2)の顕著な増加傾向などの現況を踏まえると、次年度以降の同センターへの相談件数はこれまで以上に増加すると判断するのは妥当と考えます。さらに、今後は新たに「就労定着支援事業」も始まり、同センターの運営事業量は益々増えていくことは自明です。過去3年間の実績が3人/日と横ばいだったのも、相談を求める人数が変わらなかったのではなく、相談を受ける側のキャパシティが限られているから結果的に同数で推移したと考えられないでしょうか。以上の内容を鑑み、当該項目の見込量の見直し(増加)を求めま	「3人/日」は1日あたりの実利用人数(年度の新規相談者数)を稼働日数で割った数となります。(延人数は13人/日) ご意見のとおり相談件数の増加は推定されます。見込みの推計が難しいことありますが、平成28年度実利用者数740人(2.97人/日)に、4年間で100人の増加を見込んで3人(3.37人/日)と考えておりました。 1年間50人の増加とし平成30年840人(3.37人/日)、31年890人(3.57人/日)となるため見込量を31年度と32年度を4人/日と変更します。 ご意見のとおり相談件数の増加が推定されますので、発達障がい者支援地域協議会で実態を把握しながら、その対応について協議していきます。	【対応3】 (説明・理解)
21	P56 発達障がい者支援センター運営事業	まず質問ですが、表に示されている「3人/日」とは、具体的には何を表している数字なのでしょう？ 仮に、「1日当たりの相談人数」であるとすると、今後3年間もこれまでの実績と同数と見込むのは、過少ではないかと思えます。根拠としては、13ページに示されている同センターへの相談支援件数の伸びが挙げられます。また、8ページの療育手帳所持者数の推移を見ても、中・軽度(B1、B2)の手帳所持者の増加傾向が顕著で、これらの現況を踏まえると、次年度以降の同センターへの相談件数はこれまで以上に増加していくものと思われま	前の項目(20)と同じ	【対応3】 (説明・理解)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
22	福祉計画以外に対する意見	<p>ご提示いただいた各福祉計画への意見は特にありません。本計画(素案)については、特にオストメイトへの記載はありませんでしたが、我が団体の意見を申し述べ、ご理解を頂きたいと思えます。</p> <p>1.全般:オストメイトは、排便排尿というタブー視される状況から表に出ない特性がありますことをご理解いただきたい。</p> <p>2.オストメイトは常に3つの不安を抱えています。</p> <p>①外出時の不安・・・パウチに溜まった便や尿は、いやな匂いを拡散するため、排泄された便や尿は、すばやく排泄して迷惑をかけない配慮から、オストメイト対応トイレが必要。</p> <p>②災害時に不安・・・食すれば排泄する人間の尊厳を守るため、排泄物を受け止めるパウチが必要。更に一般の和式トイレではオストメイトは使用できない。そのためオストメイト対応トイレが必要。また、装具が持ち出せないときは緊急支援物資として交付していただきたい。</p> <p>③高齢時の不安・・・目や手足が不自由になった場合、パウチの交換ができない。入所したときや訪問介護を受けるときヘルパーがパウチ交換ができるよう研修会等をお願いしたい。オストメイトが高齢になってから安心して暮らせるよう配慮をお願いする。</p> <p>3.相談支援件数がありますが、オストメイトは専門性があり、病院のストーマ外来で解決している。相談員への相談は少ないと思えます。</p> <p>4.オストメイトは認知度が低いいため、避難所等になる小中学校や福祉施設等にはオストメイト関連についての教育を計画実施していただきたい。</p>	<p>学校や地域及び避難所を運営する行政職員向けに障がい者サポーター研修を実施することにより、膀胱・直腸機能障がいやオストメイトトイレについて、引き続き理解促進に努めます。</p> <p>なお、ストーマをはじめとする排泄管理支援用具については、日常生活用具給付事業として、引き続き支援を行ってまいります。</p>	【対応5】 (その他)

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
23	福祉計画以外に対する意見	<p>【働き方改革について】 国は働き方改革を進めているが、福祉業界は遅れすぎている。働き手がない、若い人が魅力を感じないのは未だに旧態依然のまま変わっていないためだろう。賃金は安い、残業すら制限設けて実質分を支給しない。そのようなことではなり手がないのは当然だろう。社会福祉法人が率先して業界の改善に動かないことにはNPOや営利法人が改善はしないだろう。このあたりの改革は国から指示を出さないことには自治体レベルで出来る問題ではないだろう。是非、国に対して提言していただきたい。</p> <p>数値的な目標だけ掲げても、重要なのは中身である。量も必要だが、質が伴っていないことには意味をなさない。どの福祉サービスにおいても重要なのは質である。質を高めるためには人が重要。福祉の人材とはいえ労働者。待遇が改善されなければ募るのは疲弊ばかり。</p> <p>サービスを提供するのは事業所ではなく、人なのである。人材を育成するためにも働きやすい環境作りが急務であると考え。行政として数値的な計画目標を立てる必要はあるだろうが、それを達成するためにどうしていくのか、具体的な方策も示していただきたい。働き手あつてのサービス提供であろう。市として社会福祉法人に働き方改革を進めようと働きかけていくための指針を示していただきたいものである。介護にしろ、障害にしろ今のうちに福祉サービスの担い手を確保できるようにしていくべきだ。容易にできるものではないため、今回第5期計画の初年度となるのであれば、今期計画から福祉人材の確保というものも計画に加えても良いのではないだろうか。</p> <p>数字だけでは見えない現場の状況にも是非目を向けていただきたい。福祉サービスは必要なものであるだけに破綻してしまう前に対策を講じていただきたい。若い人材に将来希望をもてる業種にするためにも、現場の状況を鑑みた上での計画となることを切に願っている。</p> <p>パブリックコメントとしても意見を反映していただきたい。</p>	<p>労働力人口の減少を背景に国は働き方改革を進めていますが、熊本職安管内の有効求人倍率(平成29年7月)は、過去最高値の1.77倍で介護・医療保険分野は2.83倍の状況です。社会福祉法人も例外ではなく、人材確保に苦慮されていると思料されます。</p> <p>また、障害者総合支援法や児童福祉法の改正により、事業所数も増加し、サービスが受けやすくなった反面、質の向上についても課題となっているため、放課後等デイサービスに関するガイドラインの策定や人員基準の見直し、事業所の総量規制等国の制度見直しに加え、市としても実地指導の強化のほか、体制の充実に取り組んでいく予定です。</p> <p>福祉人材の確保については、ご意見を踏まえ、訪問系サービス見込量等確保のための方策等について、一部修正しました。</p> <p>また、いただいたご意見は来年度の障がい者プラン策定の際の参考にさせていただきます。</p>	<p>【対応3】 (説明・理解)</p>